

# 広島大学学術情報リポジトリ

## Hiroshima University Institutional Repository

Title	ビザンツ文学余滴 第4回（通算第5回）：マヌエル・モスコプロスの国家理論ほか
Author(s)	戸田, 聡
Citation	プロピレア , 26 : 73 - 79
Issue Date	2020-12-30
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00050162">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00050162</a>
Right	Copyright (c) 2020 日本ギリシア語ギリシア文学会
Relation	



## ビザンツ文学余滴 第4回（通算第5回）

### — マヌエル・モスコプロスの国家理論ほか —

戸田 聡

北海道大学准教授

#### 翻訳序

相変わらず、敬愛するベック先生の影響圏の中から一步も外に出られないまま、余滴第4回（通算第5回）と相成ってしまった。まことに恥じ入るほかない不勉強ぶりだが、ともあれ今回は、拙訳『ビザンツ世界論』（知泉書館、2014年）所収のマヌエル・モスコプロスの書簡（ベックが言うところの「国家理論」に関する記述を含んだもの）を、同書で訳したよりも十全な仕方で訳出することを目指すこととしたい。

その前に著者モスコプロスについて、もとより付け焼き刃の知識しか持っていないことを白状した上で、事典の項目記事<sup>1</sup>を参照しつつ記すと、モスコプロスは1265年ごろ（？）に生まれ、1300年ごろコンスタンティノープルで活躍した（floruit）由。翻訳者・学者（算術に関する著作もあった）として知られたマクシモス・プラヌデス（c. 1255 - c. 1305）に師事し、自ら著作を行ないもした（例えば魔方陣に関する著作<sup>2</sup>）。1305/6年に或る政治的なトラブルに

---

<sup>1</sup> Alice-Mary TALBOT, art. “Moschopoulos, Manuel”, in: Alexander P. KAZHDAN (editor in chief), *The Oxford Dictionary of Byzantium*, vol. 2, New York & Oxford: Oxford University Press, 1991, p. 1414 (continuous pagination).

<sup>2</sup> Peter G. BROWN, “The Magic Squares of Manuel Moschopoulos”, *Convergence* 2 (2005). この雑誌（オンライン雑誌ゆえ、論考にはページ数の表記はない）に関する説明は次のとおり（出典は <https://www.maa.org/press/periodicals/convergence/about-convergence>）。「*Convergence: Where Mathematics, History, and Teaching Interact*, is the MAA [The Mathematical Association of America のこと。戸田註記]’s free online journal about the history of mathematics and its use in teaching. Aimed at teachers of mathematics at both the secondary and collegiate levels, *Convergence* includes topics from grades 8-16 mathematics, with special emphasis on topics from grades 8-14: algebra, combinatorics, synthetic and analytic geometry, trigonometry, probability and statistics, elementary functions, calculus,

巻き込まれて投獄されており、牢屋の中からの書簡が残っている<sup>3</sup>。

実を言うと、今回訳出するのは、イタリアの学者 L. Levi の論文の中で校訂された 5 つの書簡の 1 つだが（より具体的には、訳出するのは最後、すなわち第 5 番目の書簡）<sup>4</sup>、これらもそれら獄中書簡に属するらしい。と言っても、Levi の論文にこのあたりの事情が記されているわけではなく、このあたりを論じているのは Ševčenko の論考である<sup>5</sup>。

ここでは第 5 書簡についてのみ Ševčenko の説明を参照すると、前段の部分（ベックが言う「国家理論」の部分）は特に「誓い」（Ševčenko の言い方では「忠誠」allegiance）を核とした議論となっており、そしてそれは、皇帝に宛てられたとおぼしき後段（まさに書簡である）における嘆願（Ševčenko によればモスコプロスの弟子であるらしい、マタランギデスなる人物への、配慮の願いのようである）のために記されているようだ、とのことである。この中に含まれている内容の「国家理論」的な側面については、ここで説き及ぶことは無論不可能で、後日別途検討が必要であるだろうことは言うまでもない。

これまでと同様、翻訳に際しては段落区分は原文に即することとした。したがって、『ビザンツ世界論』での訳文とは段落分けが異なっている。訳文中（）は、原文にある言い回しを翻訳の都合でまとめるなどの際に使用した。これに対して [] は、訳者（戸田）による付加を示す。

\*\*\*\*\*

---

differential equations, and linear algebra.]

<sup>3</sup> BROWN, art. cit., “Biographical Details”.

<sup>4</sup> Lionello LEVI, “Cinque lettere inedite di Emanuele Moscopulo (Cod. Marc. Cl. XI, 15)”, *Studi italiani di filologia classica* 10 (1902), pp. 55-72. 第 5 書簡は pp. 64-68 に収められている。これら 5 つの書簡はイタリア・ヴェネツィアの国立サンマルコ図書館（Biblioteca nazionale Marciana）所蔵の写本に保存されている由。なお、TALBOT, art. cit. によるとモスコプロスの書簡は 8 つ現存することと、Levi 校訂のこの 5 つに加えて、すぐあとで引用する Ševčenko の論考に載っている 3 つの書簡を足し合わせて 8 つ、ということのようである。

<sup>5</sup> I. ŠEVČENKO, “The Imprisonment of Manuel Moschopoulos in the Year 1305 or 1306”, *Speculum* 27 (1952), pp. 133-157 (ID., *Society and Intellectual Life in Late Byzantium*, London: Variorum Reprints, 1981 の第 IX 論文として収録されてもおり、筆者はこちらを参照した)。なお、論考の中で Ševčenko は Levi 校訂の 5 つの書簡のそれぞれについて、それらを含む他の写本の情報を指摘している（註 5、7、9、23a、26a 及び 27）。

## マヌエル・モスコプロスの書簡

初めに人間は、一人の者は自ら自足するには充分でなかったということゆえに、共住し群れることを余儀なくされた。というのも、どうすれば人は、庭師でありぶどう園芸家であり他の農業技術に通じており、鍛冶であり陶器職人であり建築家であり肉屋であり家畜飼育者であり、パンやフェルトや履き物や服（人間が必要とするあらゆるもの）の作り手である、などということができようか。そこで、多くの人々は必要から一緒になった。各々自分のものを提供して、他の人々からのものを受け取るためにである。多くの意見が集まるわけなので、人々のやりとりの中で、集まっている人々に争いや戦いが生じるのは当然であり、これらのことに対する矯正をも見つけずにいるのは、知性的な生き物〔たる人間〕にとってふさわしくないことだったのであり、実際、人間は見つけ出した。その矯正とは、思慮と経験において他の人々より優れている誰か一人を、或いは複数の人をでも、万人の裁き手及び支配者として立てることだった。一方は〔単独〕君主制であり、他方は貴族制である。そして君主制のほうが貴族制より遙かに優れている。なぜなら複数の人々の間では、一人の反乱の疑念はつねにあるからである。これらがこのようになっているので、集まった〔すなわち集住した〕者たちのうちの誰か一人或いは何人かが、他者との何らかの争いゆえ或いは邪悪のゆえに負かされる時、或いは、このような他のことを共同体に、もしくは共同体の支配者に対してたくらむ時には、（こういうことが容易に起こらないよう）安全が追求された。ところで、一方で、明るみで行なわれることは、人は目にするのであり、そしてその矯正は可能なので、また他方で、明らかでないことや各人の心の中にあることは、神だけが知りうることなので、次のことが良いと考えられた。すなわち、共に住む者たちの各々を、これらのこと〔すなわち、見えることと見えないこと〕の神の前へと差し出して、他の人々に対する当人の正しさが誓いによって保証されること、これである。そして実際これは定められ、そして、各人が共同体と共同体の長とにとって怪しまれない者であるべく、すべての者がこのように宣誓することが支配的となった。そして私自身は、この誓いを市民的な誓いと名づける。この誓いを誓う者たちは、対価なしにそれを守らねばならず、また、祖国から離れて他所に居住を得ることが、（その移住がひたすら祖国の害になるのであれば）自分たちには許されていると考えねばならず、そして彼らは、自分た

ちの移住の後に、居住を得ることとなった当の土地の人々とともに祖国の敵となったならば、戦闘において彼ら〔新たな居住地の人々〕と共に戦わねばならず、〔しかし他方、〕祖国の秘密、すなわち隠された水の流路であれ、祖国にいた時に知ったそのたぐいのことであれ、そういう秘密を口外することが正しいとされてはならない。また、他の人々を支配する者が、何人かの人々を、その人々が自分のために見張りとなってくれるよう、自分の町々や村々のために防御者となってくれるよう、自分の敵たちと戦ってくれるよう、友人たちを愛してしてくれるよう、そして、戦時やその他の襲撃の際に自分のゆえに危険を冒してしてくれるよう、自分の周囲に持とうとする時には、当の支配者は、人に対して強要してはならず、むしろ、共同体の何らかの長であってぶどう園を持ち労働者を雇ったかのように、報酬を提示して、進んで応じる人々を採らねばならない。この者の報酬を受け取る限りの人々は、彼〔すなわち当の支配者〕に、その友の友となりその敵の敵となることを誓う。そしてこれが、私自身が皇帝の誓いと呼ぶところのものである。だから、もし誰かが人に、この誓いを報酬なしに求めるのなら、彼のしていることは正しくないと思われる。他方の〔市民的な〕誓いは、誰でも果たさねばならない——その人が、皇帝を持つ人々であってかつ政体及び共住の点で別な形での統制を受けている人々と、共に住むようになるまでは。もし誰かが反論して、誓ってはならないという神の掟があるということを提示するならば、それではこうする人はどうして責任なしであるだろうか。次のような言葉もこの神の言葉だということをその人は聞くだろう。すなわち「平和に暮らせ」、「罪を犯したことの無い者が石を投げよ」、「裁かれないために、裁くな」。それにもかかわらず、また人々は戦争に加わるのであり、そしてはや、或る人が罪を犯したなら、彼は裁く人のもとで（その〔裁く〕人が全く罪を免れている者でなくても）罰を受けるものなのである——もし、すべての人が罪を免れているのでないなら。そして、戦争のゆえに兵士を告発する者はおらず、また、裁判官自身が罰を負っておきながらそののちに他の人々を審理したという理由で、彼に対して悪く言う<sup>6</sup>者もいない。一体なぜか。なぜなら裁判官は、神の法に仕えて裁きを行なうからである。その結果、罪を犯す者たちに対する有罪宣告は法に属するのであり、裁く者自身には属さないのである。かくて誓いもまた、一方で、性急に誓おうとする人

---

<sup>6</sup> 「彼（裁判官）に対して悪く言う」の原文は *καταφέρεται δικαστοῦ*。意味がとりにくいが、E.A. SOPHOCLES, *Greek Lexicon of the Roman and Byzantine Periods*, Hildesheim: Georg Olms, 1992 (repr. of 1914), p. 649 s.v. に「*καταφέρω = φέρω κατά τινος*」とあるのを参照して、こう解釈した。

がいるところでは厳しく禁じられており、他方で、諸政府の連合や諸民族の平和があるところでは（というのも誰が、誓いによって縛られない者を信じるだろうか？）、許容されるのであり、そして誓いは、それが許容されるということ自体のゆえに、[誓い自体が] 責められるところあり、ではもはやないのである。というのも、もしこれがそうでなければ、欲情のために自分の妻に見入る者もまた、このような仕方で見入る者は姦通をする [マタイ 5:28 を参照] ので、責めのもとにあるなどということになってしまうだろうからである。また、もし人がなお抵抗して、これらのことにおいて誓いは許容されるということを受け入れない（なぜなら、他のことでは許容されない）ならば、その人は、誓いは許容されているということを知るべきであり、それだけでなく、遙かに劣った諸事において誓いは制定されている、ということをも知るべきである。というのも法は、祭司を告発する者たちが、（神の福音が彼らに対して [そのように] 提示しているので）自分たちが真実を言うことをまず誓うよう、次いで告発を始めるよう、命じているからである<sup>7</sup>。これが上述の諸々のことより劣っているということは、いかなる人にも明白である。そして、劣った諸事のために誓いが制定されたのであれば、より大なる諸事のために誓いが許容されるということ人をどうして認容しないだろうか。

私は、皇帝たちの中で最も賢明で最も共感的で最も忍耐づよい方よ、（私はこれらのことを、現下の事柄についても他のすべてのことについても、あなたの上で太陽以上に光り輝きかつ万人に示されていることとして、述べております）貴殿のもとにある人々にとって、彼ら全員があなたの御力に対して誓いすることは、必要にして有益だと申しております。というのも、町々や村々は、それらについて幾千もの意見が集まる時に、各々の町・村が共同体と共同体の長とにとって怪しまれない存在であるということのために、これら町々・村々が何らかの縛りによって抑えられるのでなければ、いかにしてまとまっているのでしょうか。この益自体のゆえに、そして世界オイクーメネーのまとまりのゆえに、誓いは必要であり許されていると私は申します。というのも誓いは、一方で、性急に誓いを誓おうとする人がいるところでは厳しく禁じられており、他方で、諸政府の連合や諸民族の平和があるところでは（というのも誰が、誓いによって縛られない者を信じるでしょうか？）、定められているからであり、そして誓い

---

<sup>7</sup> この一文に関して明確な聖書の根拠があるかどうかは不明。

を誓わない者は責任なしでないのです。つまり一方で、欲情のために女に見入る者は姦夫であり、他方で、妻と共に住み次いでこのような仕方で妻に見入る者は責めを免れているのであり、そして婚姻関係を有する者たちがお互い同士自分たちから離れないことは神の命令なのであって、誓いに関することどもも、これらについてこのようなのです。すなわち一方で、性急な誓いは危うく、他方で、他の [すなわち、性急でない] 誓いは許容され、否応なく定められているのです。そこでもし一方で、人が山の中でつねに獣たちと共に過ごしているなら、この人は誰に対しても誓いを負わず、他方で、人が皇帝によって統治される人々と共に住んでいる間は、その人は、極めて敬虔なる皇帝に対しても、神が王権を与えた者に対しても、必然的に誓いを行なわねばなりません<sup>8</sup>。そして一方で私は、これらのことについてこのような意見を持っており、他の人々が、もし誤らないようでありたいのなら<sup>9</sup>、このようであるように勧めております。他方で<sup>10</sup>このマタランギデス [なる者?] は、一方で私のことを善

---

<sup>8</sup> このあたり原文は ἕως δ' ἂν τις μετ' ἀνθρώπων οἰκῆ βασιλεῖ διοικουμένων καὶ βασιλεῖ εὐσεβεστάτῳ καὶ ᾧ τὰ σκῆπτρα ὁ θεὸς ἔδωκεν, ὄρκον ἐξ ἀνάγκης ὀφείλει δοῦναι. となっているが、カンマを移動して、... βασιλεῖ διοικουμένων, καὶ βασιλεῖ εὐσεβεστάτῳ καὶ ᾧ τὰ σκῆπτρα ὁ θεὸς ἔδωκεν ὄρκον ... と解釈した。

<sup>9</sup> 「もし誤らないように」以下の原文は εἰ μὴ παραπαίως ἐθέλοιεν. παραπαίως という単語（副詞と思われる）は辞書になく意味不明だが、近傍の単語である παραπαίω（動詞）との類推からこのように解した。

<sup>10</sup> 後掲の註 12 で記したように、校訂者 Levi は本書簡の末尾に、本文のこの「他方で」以下の部分に対するたぶん異読として、次に訳出するようなギリシア語文を掲げている。「他方でこのマタランギデス [なる者?] は私のことを、多くの点で自分自身にとって有益だったと言っており、私を教師と呼んでおり云々.....次に [「云々.....次に」は校訂者 Levi の付け足しと思われる]、あなたの御力の善性がこのように許容なさり、またあなたが彼に対してなさることについて、あなた [の善性] が彼に共感的なので、もし人が彼について、彼があなたの御力の命令に背いて町々の中のこの王的な町から離れることがないことについて、約束をするにせよ [このあと数字分に当たる、意図された空白がある]、彼はこのことのために私を差し出し (?)、ご覧ください、万人の中で最も彼を知っている者であり、かつ彼について、もし何かが起ころうとも裏切られることはないだろうと信じているこの私は、本書簡を呈上いたします。つまり、以上のことから、彼が父の顎を撃つように見えるや否や、或いは彼は何らか一層大きな違法なことをしでかすように、或いは私を裏切るように、経験によって私には思われました。このこと自体は私に、私を超えるこの事柄に対する勇気を生じさせました。そしてとりわけなぜなら、デュラキオンの聖なる指導者もまた決定した (?) ことが明らかになったからです。そして私は、彼はここにとどまると申します云々」 [最後の「云々」は校訂者 Levi の付け足し]。そしてこの文章の次に再び「ἄλλως」とあり、次いで註 11 で訳出したギリシア語文が掲載されている。

行者・教師と呼び、私から大いに裨益されたと告白し、他のすべてのことで聞き従う用意があると言い、他方で、この1つのことでは私に従わないだろうと言っております。つまり彼は、誓いを恐れてきたと言っているのであり、そしてとりわけなぜなら、彼は自分の心が頑なになるのを目にしているからです。あなたの<sup>11</sup>御力の善性がこのように許容なさるので、また、あなたが彼に対してなさることについてあなた〔の善性〕が彼に共感的なので、〔それゆえ〕私は、たとえ彼について、彼があなたの御力の命令に背いて町々の中のこの王的な町から離れることがないように、約束をするとしても、〔いずれにせよ〕私は、ご覧ください、〔本書簡を〕呈上いたします。そして、彼があなたの御力を欲する(?)間は、彼はここにとどまると申します。他方、もし彼自身があなたの命令に背いて離れるならば、私は、彼が負うべき諸々の懲らしめに対して責任を負うであります<sup>12</sup>。

(通算第5回終わり)

---

<sup>11</sup> 後掲の註12で記したように、校訂者 Levi は本書簡の末尾、註10で訳出したギリシア語文のあと、(註10の末尾で述べたように)「ἄλλως」と記したあとで、本文のこの「あなたの」以下の部分に対するたぶん異読として、次に訳出するようなギリシア語文を掲げている。「あなたの御力の善性がこのように許容なさるので、また、デュラキオンの至聖なる指導者が彼に求めた諸々のことのために、あなたが彼に共感的であることに同意なさるので、また彼自身が、自分があなたの御力の命令に背いて町々の中の王的な町から離れることがないことを、敬うべきこととして受け入れると約束したので、また、誰か別の者が彼について約束をすることがなお必要であるなら(というも、デュラキオンの至聖なる指導者は彼に対してこのことをも求めたので)、ここにとどまる間あなたの御力に逆らう思慮をしないことを彼が約束したので、ご覧ください、万人の中で最も〔彼を知っている〕この私は、本書簡を呈上いたします云々」〔最後の「云々」は校訂者 Levi の付け足し〕。

<sup>12</sup> 書簡の文章はここで終わっていると思われるが、このあと校訂者は「ἄλλως」(異読を表している?)と記した上で、註10と註11でそれぞれ訳出したギリシア語文を載せている。